

2 認証の基準

所轄庁は、NPO 法人を設立しようとする者から申請について、次の①～④の基準に適合すると認められるときには、その設立を認証しなければなりません（法12①）。

- ① 設立の手続き並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること
 - ② 当該申請に係る NPO 法人が特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないものであって、次のイ及びロのいずれにも該当し、その活動が、次のハ～ホのいずれにも該当する団体であること（法2②関連）
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員の数全体の3分の1以下であること
 - ハ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
 - ニ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ホ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
 - ③ 当該申請に係る NPO 法人が次のイ及びロに該当しないものであること
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
 - ④ 当該申請に係る NPO 法人が10人以上の社員を有するものであること
- （注1） 特定非営利活動とは、以下の①～⑳に掲げる活動であって（法別表）、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです（法2①）。

特定非営利活動の種類

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 | ⑪ 国際協力の活動 |
| ② 社会教育の増進を図る活動 | ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| ③ まちづくりの増進を図る活動 | ⑬ 子どもの健全育成を図る活動 |
| ④ 観光の振興を図る活動 | ⑭ 情報化社会の発展を図る活動 |
| ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | ⑮ 科学技術の振興を図る活動 |
| ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | ⑯ 経済活動の活性化を図る活動 |
| ⑦ 環境の保全を図る活動 | ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| ⑧ 災害救援活動 | ⑱ 消費者の保護を図る活動 |
| ⑨ 地域安全活動 | ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| ⑩ 人権の擁護又は平和の増進を図る活動 | ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（※） |

※山形県においては、⑳の活動について条例で定めていません。

（注2） 政治活動には具体的な施策を推進することは含まれません。